

営業時間短縮の要請（飲食店）

緊急事態宣言期間

期 間：3月8日(月)～3月21日(日)

営業時間：朝5時～20時(酒類の提供：11時～19時)

段階的緩和期間

期 間：3月22日(月)～3月31日(水)

営業時間：朝5時～21時

テレワークの実施

「出勤者数の7割削減」に向けて、

- ✓ 1都3県共同の「**テレワーク集中実施期間**」を3月21日まで延長
- ✓ 「**週3日・社員の6割以上**」のテレワークや時間単位のテレハーフ等の活用

➤ **トコトン** テレワーク

「テレワーク導入緊急相談ダイヤル」の開設

テレワークに知見のある専門家による無料電話相談

○開設期間

令和3年3月11日（木）から3月31日（水）

○対応時間

平日 9:00～17:00

○相談受付（ワークスタイル変革コンサルティング事務局）

03-6327-1797

「TOKYOテレワークアワード」の表彰

- 「東京ルール宣言企業」を対象に、
モデル的・先進的な事例を表彰
- 大賞 2社 (大企業1社、中小企業1社を予定)
- 推進賞 20社
- 発表 3月15日(月)

都の施策

3本柱	施策
都民への お願い	不要不急の外出自粛 ➢「トコトン ステイホーム」 ➢都県境をまたぐ移動自粛
	会食の自粛 ➢歓送迎会、謝恩会、ランチ会等の自粛 ➢食事の際は「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」
	基本的な感染防止対策の徹底 ➢あらゆる場面で、手洗い、マスク着用 ➢こまめな消毒、換気
事業者への お願い	テレワークの徹底 ➢「トコトン テレワーク」 ➢テレワーク導入緊急相談ダイヤル ➢TOKYOテレワークアワードの表彰
	営業時間の短縮要請、協力金支給
都の対応	都立施設の休館、都立公園の駐車場利用制限
	一時宿泊施設の提供
	感染再拡大の防止に向けた対策 ➢民間検査機関も活用した変異株の監視体制強化 ➢ワクチン接種の都民向け相談センターの整備
	高齢施設等における検査拡大

協力金

延長した緊急事態措置期間及び段階的緩和措置期間における営業時間短縮要請に、全面的にご協力いただいた都内の飲食店等に対し、協力金を支給

- **対象期間 令和3年3月8日(月)~31日(水)【24日間】**
- **支給額 一店舗あたり 124万円**

※ 緊急事態宣言が3月21日で解除されることを前提とした支給額

※ 3月22日以降の要請対象地域等は後日公表予定

令和2年度最終補正予算（追加提案）

営業時間短縮に係る

感染拡大防止協力金 1,548億円

都立施設等の対応

・都立施設の休館期間を延長

桜花期に向けた新たな人流抑制・密集防止対策

3月6日（土）から順次実施

- 全ての都立公園で酒類を伴う宴会、飲食等を禁止
- 花見客で賑わう特定エリアの立入禁止措置
【上野、井の頭、代々木 等】

緊急的な一時宿泊場所の提供

○ビジネスホテルの受付期間を延長



- ・ 対 象 住まいを失った方
- ・ 受付期間 緊急事態宣言期間中（～3月21日（日））
- ・ 受 付 TOKYOチャレンジネット
- ・ 問合せ先 0120-874-225
0120-874-505（女性専用）

高齢者施設等における検査の拡大

➤ 高齢者施設等で集中的に検査を実施（2～3月）

現在の対象

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等 約760か所、約5万人



施設種別の拡大（約1,500か所、約5万人）

介護療養型医療施設、有料老人ホーム、認知症高齢者GH等

➡ **日本財団の協力を得て、検査を実施**

緊急事態宣言の延長に係る一都三県共同取組（概要）

延長期間中

- ✓ 県民・都民向け: 不要不急の外出自粛
「マスク飲食」「ランチの時もマスクを」、花見自粛、テレワークの徹底
- ✓ 事業者向け: 時短要請（時間: 20時まで 協力金: 6万円）

解除後の段階的緩和期間

- ✓ 事業者向け: 時短要請（時間: 21時まで 協力金: 4万円（一律））
※その他の事項（不要不急の外出自粛、テレワークの徹底）については、別途調整

国への要望

- ✓ 財政支援や水際対策等を今後国に要望